

事務連絡  
令和6年4月4日

各都道府県建設業協会  
事務局 御中

一般社団法人全国建設業協会  
労働部

女性専用の作業員施設設置経費助成金の周知について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素より本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、女性の入職促進を図るため、「人材確保等支援助成金 作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）」において、女性建設労働者専用の作業員施設を賃借する事業について、中小元方建設事業主を対象として、経費の一部助成を行っています。

今般、令和6年度より本助成金の1事業年度あたりの上限額が60万円から90万円に引き上げられたことから、厚生労働省から本会に対して別添のリーフレットについて周知依頼がありました。

つきましては、貴会会員企業に対し、本助成金の周知をお願いいたします。

以上

(担当：労働部 菅原)

人材確保にお困りの中小建設事業主の皆さまへ

# 助成金を活用して 女性トイレや更衣室等の施設を 建設現場に設置※ してみませんか？

令和6年度より  
上限額を引き上げました！

※ 助成金の支給対象となるのは、施設を賃借により設置した場合に限ります。

## 人材確保等支援助成金 作業員宿舍等設置助成コース（建設分野） 女性専用作業員施設設置経費助成のご案内

- 受給対象 中小元方建設事業主
- 対象事業 女性の建設労働者専用の作業員施設を賃借する事業  
[対象となる作業員施設の種類] トイレ、更衣室、シャワー室、浴室

### Q.1 何にいくらぐらい助成されるの？

施設の賃借料、設置工事費等の対象経費の3/5が  
助成されます。(1事業年度あたりの上限 90万円)



### Q.2 女性が少ない現場には関係ないのでは？

女性専用施設を導入することで、**男性も含めた快適な職場環境を見直すきっかけにもなります。**誰もが働きやすい職場実現のため、助成金の活用をご検討ください。



申請手続は裏面をご覧ください。



# 申請手続

助成金の支給を受けるには、

**【計画届】と【支給申請書】**の提出が必要です！

## ① 計画届の提出

女性専用作業員施設の賃借事業を開始しようとする日の2週間前までに、「計画届」と添付資料を管轄する労働局に提出してください。

(提出物)

- ・ 計画届（建作様式第2号の3）
- ・ 女性専用作業員施設等及び費用内訳書（建作様式第2号の3別紙）
- ・ 建設業許可証明書
- ・ 労働保険料等納入通知書の写し
- ・ 賃貸契約書の写し

等

## ② 賃借開始

## ③ 賃借終了

## ④ 支給申請書の提出

「支給申請書」と添付資料を、管轄する労働局に提出してください。提出期間については、以下の表をご確認ください。

賃借事業終了月	提出期間
4月、5月、6月	7月1日から8月末日まで
7月、8月、9月	10月1日から11月末日まで
10月、11月、12月	翌年の1月1日から2月末日まで
1月、2月、3月	3月1日から5月末日まで

(提出物)

- ・ 支給申請書（建作様式第5号の3）
- ・ 女性専用作業員施設等及び費用内訳書（建作様式第5号の3別紙1）
- ・ 女性専用作業員施設使用状況報告書（建作別様式第4号の5）
- ・ 賃貸借契約書の写し
- ・ 作業員名簿
- ・ 当該工事の行程表

等

## 【詳細・お問い合わせ】

助成金の詳細は下記ウェブサイトをご覧ください。各都道府県労働局にお問い合わせください。

### ■ 支給要領



### ■ 支給申請書記載例



### ■ 都道府県労働局 お問い合わせ先

